

## 第4章 これまでの施策と今後の地域福祉

## 第4章 これまでの施策と今後の地域福祉

### 1. 地域福祉と協働

---

#### (1) 自助・共助・公助

地域福祉を推進するためには、地域住民、行政、社会福祉協議会等の協働・連携による推進が重要です。その中に必要となるのは、支えあいを築いていくための考え方として、自助・共助・公助が相互に関わりながら、地域に合った取り組みを行うことが大切です。

東日本大震災からの復興へと向かっているいま、震災での教訓を踏まえ日々の暮らしにおいてみんなで支えあい、地域社会とのつながりを大切に、幸せを感じあえることが大切なのではないでしょうか。

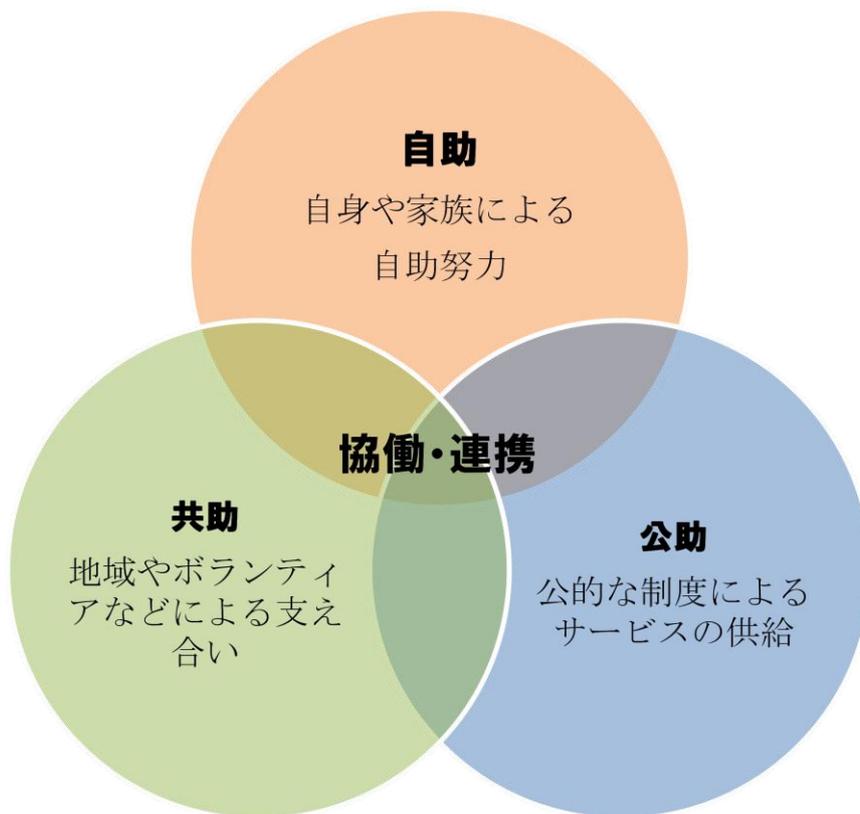
## 地域福祉と協働

○地域福祉を推進するには自助・共助・公助それぞれの協働・連携が必要になります。

**自助**：住民自身や家族の努力で支えあい、困りごとを解決すること。

**共助**：地域社会における相互扶助で、ボランティアやNPO、福祉事業者等による事業やボランティア活動。

**公助**：福祉分野のみならず、環境・医療など行政による様々な公的サービスの提供で、個人や地域では解決することが難しいことに対処すること。



住民、行政、福祉サービス事業者が相互補完してまちづくりをする事

**協働・連携**

## (2)住民の役割

地域福祉の課題に対し、行政や社会福祉協議会だけでは即座に対応できない問題があり、また、住民だけでは解決が難しい問題もあります。そのような問題に対し相互に協力し、課題解決に向けた取り組みを「協働」と言います。このような協働の取り組みは、地域福祉に欠かせないものです。

協働の仕組みには、住民・地域・福祉サービス事業者・行政が対等の立場である必要があります。相互の立場を理解し、役割を分担し、連携協力のもと地域福祉に取り組むことが重要となってきます。

## (3)連携と協働

本計画を推進するためには、地域住民、行政、福祉サービス事業者、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会など地域に関わる全てのものが主体となり、それぞれが役割を明確にし、相互連帯・協働していくことが大切です。

その中でも社会福祉協議会は、地域福祉の推進を支える中心的な役割を担う団体として、社会福祉法第109条に定められています。

七ヶ浜町社会福祉協議会は、各種団体等と連携し、次のような活動を実施しています。

- 障害者の生活訓練や作業訓練を目的としてあさひ園運営（指定管理者として町より委託）
- 高齢者・介護予防事業として、一人暮らしの高齢者世帯を対象とした土曜喫茶室（健康体操・芸術鑑賞会等）や軽度生活援助事業（ヘルパー派遣）
- 障害者福祉事業として自力で移動できない高齢者や障害者を対象とした福祉有償運送事業（移送サービス）
- 生活支援事業として福祉資金の貸付事業
- ボランティアセンター事業として各種ボランティア講座等を開催
- 災害ボランティアセンターの設置運営

また、地域福祉計画策定と連動して、七ヶ浜町社会福祉協議会では「七ヶ浜町地域福祉活動計画(第2期)」を平成25年度に策定しました。この計画は「住民参加による」地域福祉の推進を目的として、社会福祉協議会と住民の活動・行動を盛り込んだものです。地域福祉計画と、地域福祉活動計画は、一体的に進められる必要があり、計画策定に当たっては、社会福祉協議会との連携・協力のもと進められています。

## (4)町の役割

地域福祉を推進するためには、推進基盤を整備し、地域の声を共有し、住民が参画しやすい仕組みづくりを検討していく必要があります。

また、地域福祉計画に基づき地域福祉を実施するためには、庁内の連携を強化し、総合的・横断的な連携体制の構築に取り組む必要があります。

今後も、高齢者や障害者、児童等の施策も含め、施策の形成過程においても、住民懇

談会や町民アンケート等により、直接的に住民が関われる機関の拡充や、施策への意見反映に考慮し、住民との連帯意識を高めるよう努めます。

## 2. 計画推進の具体化

### 地域福祉推進会議での取り組み

計画の推進にあたっては、行政はもとより、各地区、民生委員児童委員、社会福祉協議会等の地域福祉関連団体が一丸となって、地域福祉を推進する組織体制づくりが必要です。

そのため、本町では平成21年に策定した第1期地域福祉計画に基づき、地域福祉を推進する組織として「地域福祉推進会議」を設置しています。この組織は、地域福祉に携わる、高齢者、健康増進、社会福祉、障害福祉、児童福祉等の各関連団体や社会福祉協議会、各地区関係者、行政等で構成し、相互の活動状況や情報の共有をはじめ、取り組みや各課題の解決に向けて意見を交換し、お互いの役割確認や分担など、地域福祉推進体制の構築を図るものです。

毎年、年間5回程度の実務者会議を開催し、年度ごと地域福祉に関するテーマを設け、ワークショップを中心に活動しています。この程策定された「七ヶ浜町災害時避難行動要支援プラン」は、実務者会議で話し合われた内容を基に作成されています。

### ■具体的な活動例

- 町の地域福祉課題に対する現状分析や検討
- 要援護者対策についての検討・情報共有・協力支援
- 福祉活動の報告や協力体制の構築
- 各分野との意見交換、制度にかかる勉強会、研修会の開催

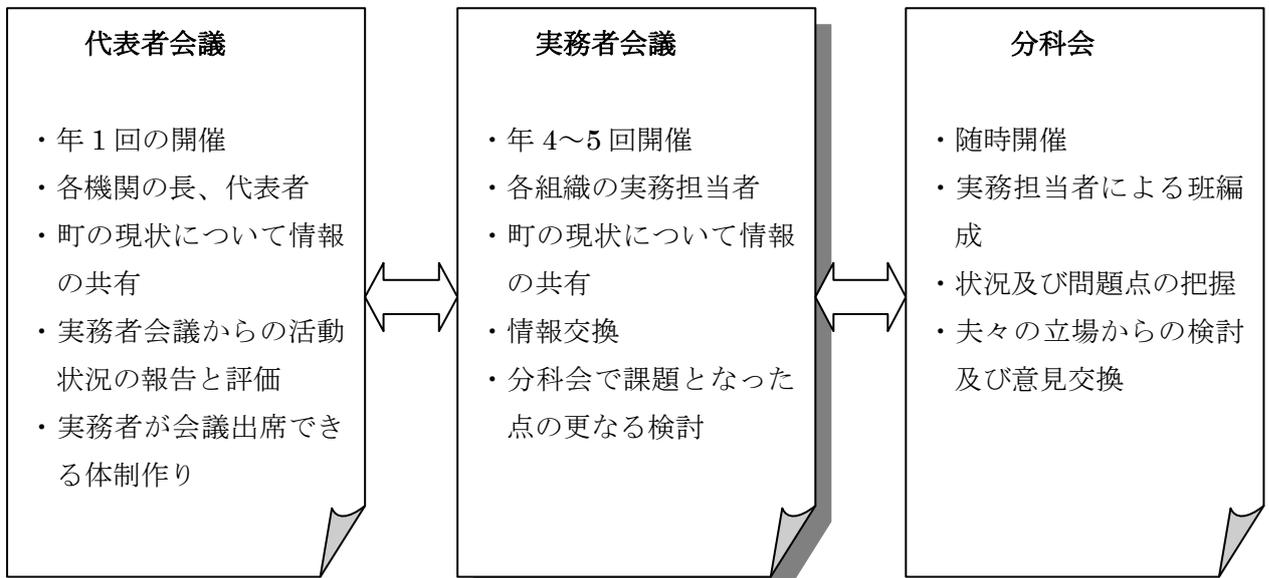
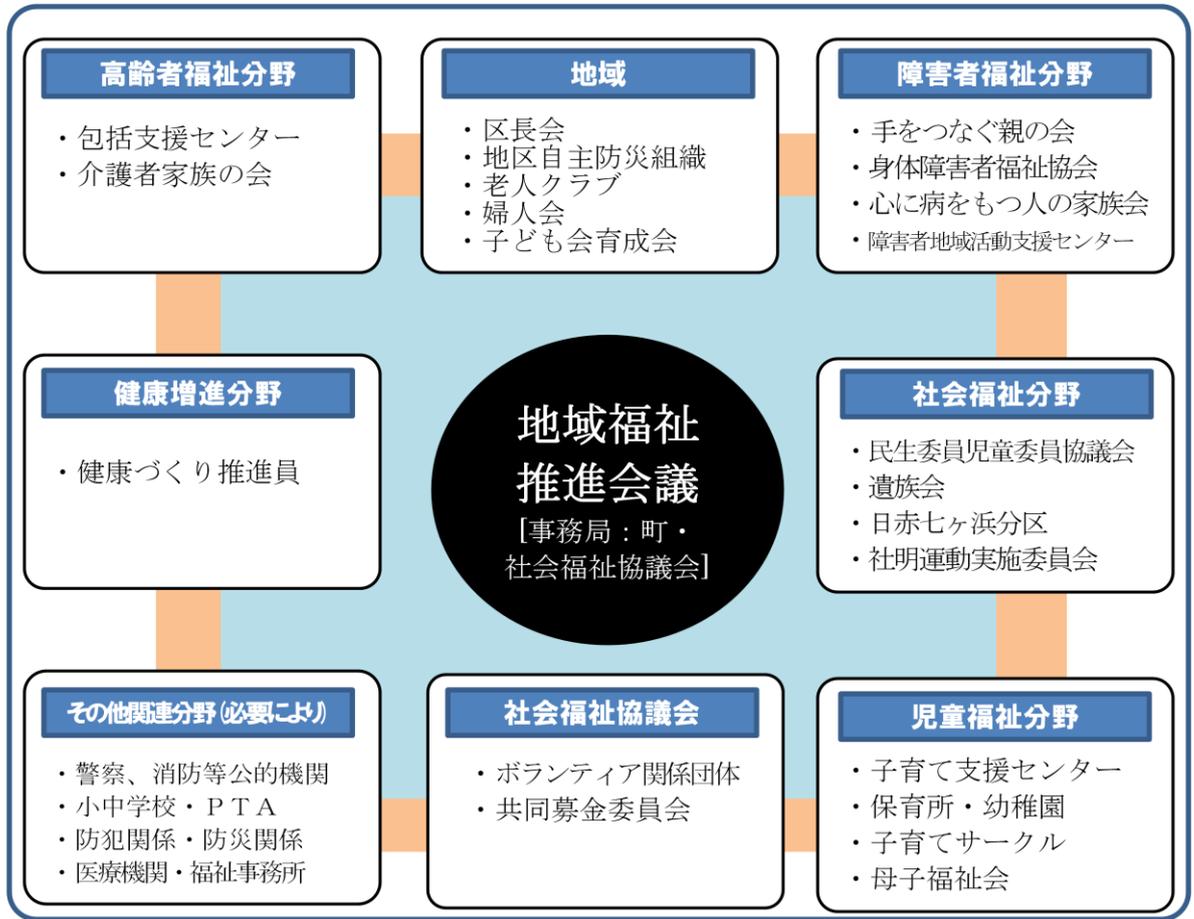
#### (1) 地域福祉推進会議の機能

- 地域福祉推進会議は、次の機能を有しています。
- 情報機能(情報の共有・情報提供・事例公表)
- 調整機能(関係機関のネットワークによる調整)
- 研修機能(参加者の資質向上・ボランティア意識の醸成・福祉教育の推進)
- 調査機能(地域福祉に関する取り組みの実態把握・現状分析・問題点の把握)
- 評価機能(地域福祉に関する取り組みの評価)
- 改善機能(評価内容に基づく地域福祉に関する取り組みの改善・見直し)

#### (2) 地域福祉推進会議の運営

地域福祉推進会議の実施にあたっては、町と社会福祉協議会が連携し運営します。地域福祉推進会議は、全体会のほかに、各分野単位もしくは関連分野による分科会も開催する予定となっています。

なお、地域福祉推進会議の詳細については、「地域福祉推進会議設置要領」として別に定めます。



**各年度のテーマ**

平成21年度 「福祉的視点に立って見た場合の七ヶ浜町の課題」について

平成22年度 「災害時の要援護者対策」について

平成24年度 「災害時要援護者名簿登載予定者からの同意及び避難支援計画(案)」について

平成25年度 「地域における見守り体制」について

### 3. 防災との連携・要支援者対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方から関東地方の太平洋沿岸に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命・財産を奪いました。当町においても町域の約三分の一が津波により浸水しました。震災により100名を超える犠牲者を出し、加え、沿岸部の大半の家屋が流失したことにより現在も多くの方が仮設住宅等で不便な生活を強いられています。

こうしたなか、東日本大震災の教訓を踏まえ、国では平成25年6月に災害対策基本法を改正し、「避難行動要支援者名簿」を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、これまでの「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を全面改正しました。

各市町村においての、地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るという重要な目標達成への指針となります。

#### 主な改正点

- 避難行動要支援者の名簿を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から社会福祉協議会や民生委員、または自主防災組織等の避難支援等関係者に情報提供すること
- 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること

#### (1) 「七ヶ浜町災害時避難行動要支援プラン」の位置付け

七ヶ浜町地域防災計画の災害時要援護者・外国人対策のうち、要援護者対策に関する事項を具体化したものです。なお、プラン作成にあたっては、「地域福祉推進会議」で、項目一つひとつをワークショップを中心に話し合いながら決定しました。

#### (2) 「災害時避難行動要支援者名簿」登録対象者

災害時において「災害から自らを守るため安全に避難する」といった一連の行動をとるための支援を要する方で、かつ、自己に関する情報を関係機関において共有することについて本人から同意を得たことに基づき個別支援台帳が作成される方。

- 65歳以上の一人暮らしの方又は65歳以上の方のみで構成する世帯に属する方
- 身体障害者手帳を交付され、当該障害の程度が1級又は2級に該当する方
- 療育手帳を交付され、当該障害の程度がAの方
- 精神障害手帳を交付され、当該障害の程度が1級又は2級に該当する方
- 介護保険で要介護3以上の認定を受けている方
- (1)から(5)以外の方で、一人で避難できないおそれがある方

なお、福祉施設等に入所している方については、当該福祉施設等からの支援が受けられることを前提に、要支援者からは除いています。

### (3) 「避難行動要支援者(以下要支援者という)」の把握 (保有情報の活用)

災害発生時における要支援者の安否確認、避難行動の支援、避難所等での生活支援を迅速に、かつ、的確に行うためには、町、行政区長、自主防災会、消防団、町社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護関係事業者等、関係機関における情報共有が必要不可欠であり、関係機関においては、災害時に迅速に活用できるよう、日頃から要支援者の生活状況等を把握しておくことが重要となります。

### (4) 「避難行動要支援者名簿」の共有範囲について

避難行動要支援者名簿への登録は、予め次に掲げる役職・機関で避難行動要支援者名簿の情報共有が行われることについて、当該要支援者から同意を得た上で行うこととします。また、個別支援台帳は、住所・氏名・生年月日・電話番号の個人情報のほか、家族構成、緊急連絡先、身体・医療状況、協力者の氏名・連絡先、家の間取り図等を盛り込みます。

- 行政区長
- 自主防災会会長
- 消防分団長
- 民生委員児童委員
- 町社会福祉協議会
- セヶ浜消防署

名簿の更新は、本人または家族による変更の申出（随時更新）・行政区長、自主防災会、民生委員児童委員等の調査に基づく変更（定期更新）・町に住民登録等の変更申請があった場合（随時更新）となります。

### (5) 避難支援の体制

災害時における要支援者の避難支援に関しては、地域住民が中心となって活動することになるため、近隣住民の方たちの協力（共助の力）が重要となります。

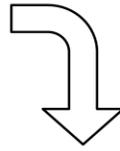
町では、個別支援台帳へ行政区長、自主防災会、民生委員児童委員等と連携し、予め要支援者一人ひとりに対応する避難協力者を複数名登録していただくようお願いいたします。その場合、近隣で出来るだけ身近な人で、長期にわたり支援できる方を選ぶように努めます。

### (6) 見守り活動と支援ネットワーク

要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要支援者と避難協力者との信頼関係が必要不可欠となります。日頃の声かけや見守り活動など、平常時からの信頼関係を深めることが重要で、このような日常的な働きかけについては、民生委員児童委員等による声かけ運動や町社会福祉協議会による見守り活動と連動させ、近隣における支援ネットワークづくりを進め、地域住民の協力強化につなぐように努めます。

## 避難行動要支援者等支援対策

「災害時避難行動  
要支援者制度」の周知



要配慮者の把握

- 要配慮者情報の把握方法
- ・要介護者の情報・障害者の情報・ひとり暮らし高齢者、病弱者を抱えている高齢者世帯の情報等
- ⇒地域や民生委員児童委員等の協力が必要



避難行動要支援者  
名簿の作成

- 避難行動要支援者名簿の更新
- 名簿情報の適正な管理

平時からの名簿情報の避難  
支援等関係者への提供  
に関する本人同意の取得

- 名簿登録対象者
- ・65歳以上のひとり暮らしの方  
または65歳以上の方のみで構成する世帯に属する方
- ・身体障害者手帳を交付され、当該障害の程度が1級  
または2級に該当する方
- ・療育手帳を交付され、当該障害の程度がAの方
- ・精神障害者手帳を交付され当該障害の程度が1級または  
2級に該当する方
- ・介護保険で要介護3以上の認定を受けている方 等



避難支援等関係者への  
名簿情報の提供

- ・行政区長・自主防災会会長
- ・消防分団長・民生委員児童委員
- ・町社会福祉協議会・七ヶ浜消防署



個別計画の策定

行政区長、民生委員児童委員等の協力を得る

